

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和6年7月18日（木） 午前9時59分～午前10時21分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克、

オブザーバー

副議長（6 番）今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- 1 令和6年度 議会改革特別委員会では取り上げる案件の確認について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、議長におかれましては、ちょっと体調不良ということで伺っておりますけれども欠席というお話でございます。

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 令和6年度 議会改革特別委員会で行う案件の確認について

委員長 前回4月3日の議会改革特別委員会において、今期の議会改革特別委員会で行う案件として、前年度からの持ち越し案件である「請願・陳情について」と「関連質問について」の協議を進めていくことが決定いたしました。

また4月23日開催の各派代表者会議において、議長から提案のありました「本会議の質問における資料の使用について」を議会改革特別委員会のほうで協議することが決定しておりますが、請願・陳情についてと関連質問については、昨年度協議した時期が令和5年6月16日、各代表者会議から期間が空いておりますので、本会議の質問における資料の使用についても含め、改めて提案された会派からの説明をお願いしたいと思います。それではまず、請願・陳情についてを提案されました市政クラブさん、お願いいたします。

意（3） この請願・陳情についてですが、この陳情や請願を議案として、その請願はきっと議案として取上げないといけないと思うんですけど、陳情を議案として取り上げるのに、きちんとした場所を設けて一度精査したほうがいいのではないかと考えております。

なぜという理由ですけれども、本会議とか委員会で取り上げるのに、今、議長判断で取り上げ、

その持ってきた陳情に関しては全て取り上げることになっていますけれども、これ全て取り上げるっていう規則になっているだけで、何も議論がされていないというのが現状です。議会として一定の判断基準を設けたらどうか、どうでしょうかというふうに考えています。

また、これは高浜市議会として陳情を県や国に述べることを止めることではなくて、その議案として陳情を取り上げることに對して、精査をする場所を設けたほうがいいのではないかという考えから、この請願・陳情について一度議会改革で取上げていただきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。それでは次に関連質問についてを提案されました高浜市民の会さん、お願いをいたします。

意 (13) 関連質問が、この間というか最近はなかったんですけど少し前ですね、1人1問ということで、1問だけしか許されなかった議員がいる一方で1問以上行っている議員もいたというところで、あまりにもちょっと不平等な議事運営だなということを感じておりました。

1問だけというときでも、結局、当局が議員の質問に真摯に答えなかったり、はぐらかされてしまったり、全く議員の求める答弁ではないことをお答えいただいたりということがあります。そういった場合、1問しか質問ができないってことになってしまうと議会の意味がなくなってしまうということになりますので、やはりそのあたりはどのように統一するのか、不平等な運営がなされないような形にしていだきたいということで、出させていただきました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、次の本会議の質問における資料の使用についてを提案されたのは議長でございますけれども、こちらのほうは私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料においては皆様方にも配布してあります議長案という資料を見ていただければと思います。議長とも話をしたんですけども非常に細かいところまで踏み込んだ形での議長案になっておりますので、議論をするに当たっては少しまとめさせていただきたいというふうに考えております。

ルール作成に当たっての考え方っていうものを一番上のルール作成に当たっての主な考え方というのがありますけれども、1つは資料の使用は発言内容の理解を高めることを目的とし、口頭による説明を補完するもの。要は、資料を持ち込むあるいは示しをするということに対する考え方のところでございます。2つ目は単なるサイズの問題。それから3つ目はきちんと許可を得たものしか持ち込みませんよという話。4つ目は使用する資料は議会が責任を持つことができま

せんで質問者がきちんとそれを、よそから出ているものを使う場合にはその許可を取ったりだとか、いろんなことを質問者が全て責任を持ってやっていくということ。それから5つ目は議員とか執行部の方々あるいは傍聴者に配布をするのかどうするのか、会議録に対してはどうするのかと。これは配布するけど会議録には掲載しないとかなんかというものも書いてありますけども、その辺のところもきちんと議論をしていくべきだろうということを思っております。それから6つ目の議会運営に関する申合せ事項に明記するとありますけれども、ここに明記をするだけでいいのがあるいは要綱みたいなものをしっかりと作って決めていくのか、そういったところを皆さん方に議論をしていただきたいということでもあります。

議長案に関しましては、これをどうするこうするというのではなくて、今私が言ったこういう考え方で皆さん方が議論してくださいねというところ、こちらのほうを重視していただければというふうに思います。あくまで議長案は案の一つでありますので、こういったものを作ったほうがいいのではないかという議長の想い。これに対しては、しっかりと真摯に応えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、今年度協議していく案件を改めて確認をいたしますけれども。今御説明いただきましたこの三つの案件でよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

「委員長、いいですか。」と発声するものあり。

委員長 3番、神谷直子委員。

意(3) この関連質問ですけど、この関連質問は1人1問というその1問というのは1テーマというか、その誰誰さんの質問についてというのがもう1問で、それでその5分以内だったらいいっていうことではなくて、1人1回しか聞けませんよっていう1問なんですか。

委員長 これに関して私の経験則でやらせていただくと、今委員が言われるとおりに、誰誰の一般質問のこのテーマに関して関連をさせて質問させていただきます…

「…させていただきますが1問ですよ。」と発声するものあり。

委員長 だから、その部分が1問ですよ。

「…だから倉田さんのおっしゃっているのが勘違いではないですか。」と発声するものあり。

委員長 13 番、倉田利奈委員。

意 (13) いや勘違いというか、私はできませんって止められたことがあるので、あえて入れさせていただいたんですけど。今神谷直子委員や委員長がおっしゃったような形でやっていただければ、私は別にこれについては討論する必要はないと思っております。

委員長 3 番、神谷直子委員。

意 (3) ちょっとそのときどんな場面でそういうふうになったのか、ちょっと記憶が曖昧で申し訳ないんですけど。私は、その 1 人何々のテーマについてと言って 5 分以内だったらいいというふうに考えていたので、それで議事が止められたんだったら、その質問の仕方が同じようじゃ悪かったのか、何か原因があると思うんですけど。それはどうなんですか。

委員長 委員長として申し上げますけれども、先ほど倉田委員が説明をしたときにもおっしゃっていましたが、議会運営上の問題ということ。要は、議会運営の問題というのと関連質問の 1 人 1 問 5 分以内ということは、全然意味は別の話です。ですから、基本的に今高浜市議会が行っている関連質問というのは、1 人 1 問というのは誰の一般質問のこのテーマに対して関連の質問をさせていただくというところからスタートして 5 分以内、そこで 3 問質問しても別に問題はないということですからずっとやってきていますよ。

意 (13) 今委員長がおっしゃるとおりで皆さんがそれで合意していただければ、私は特にこの関連質問についてという議題については取り下げます。

意 (11) 今委員長の言われた 1 問で 5 分以内なら何回でも質問できるということは、過去には止められた覚えがありますので、そこを一遍統一していただいて 5 分以内で同じ質問を続けていいのか、答弁に対してまた聞く、そうすると 2 度目の一般質問をやっているような感じがするんですけども。これは、今までにどういう経緯があって 1 問で止めたのか、重要性があるので議長がそれに対して 2 問もいいよという許可が出たのか、そこら辺の経緯ですね。1 問で 5 分以内なら何問も質問してもいいよということにしてしまうのか、1 問で 1 回質問を止めるのか。今までのはたしか止めたと思うんです。

委員長 やめるやめないというのは、議長の采配の部分だと思うんですけども、基本的には関連質問ですから。要は、よく私はこういう言葉を使わせてもらっただけで、人のふんどしで相撲を

取るみたいなもんなんですよ。自分がテーマとして挙げてない質問を関連質問という名の中でやるということ。これとというのは、本来は本当にあっていいのかという話もやはりされるところもある。ですからやはり議会改革の中でその辺も含めて議論していただければいいのではないかなと思いますけど。例えば国会でいう関連質問というのは、同じ会派の人間しかやりませんからね。よその人がその会派に関連するんだって言って手を挙げて質問する場面ってありませんので。ですから、そういうところも含めて関連質問というのはもう少し厳格にこういうふうなルールにしましょうということを議論していただければいいと思うんです。それでいかがでしょうか。

意（11） 関連質問をする内容は、確認をする、こうですかああですか、こういう考えですかというような確認がほとんど中心的な考えになるのかなと思いますけれども。そういう考えでいいのかなと思いますけど、どうでしょうか。

委員長 委員長として申し上げますけれども。過去、関連質問の必要性というのは何を求められたかという、あのときの答弁のここの部分がよく分からなかった、はっきり自分が理解できなかった、だからもう1回ここの部分を聞かせてくれというような確認のための関連質問ということでやってきたのが本来でありましたけれども。だんだんちょっと変わってきたところがありまして、名前を出して恐縮ですが、例えば共産党さんは過去議員さん3人みえて、その中で同じ会派ですから、その中で関連、関連ということでやっていたときに、全くそのテーマから外れてはいませんが、新たな質問が出てくるというのは本来いいのかということを議論したような場面も過去にはありました。だからその辺も含めて議論をしていただければというふうに思います。せっかくこの議会改革というところにテーマとして上げていくのであれば、そういう議論が必要かなというふうに思います。

それではこの3つについて協議をしていくということでよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい、そのように進めさせていただきます。

それともう一つ、これすいません委員長提案なんですけども。過去、前年、前々年ですかね、私委員長やらせていただいた中で、テーマを一つ決めてそこを全部詰めてやっていくとほかのテーマに一切触れずに1年が終わってしまうという場面が非常に多かったんです。ですから、会議

時間が少し長引くかもしれませんが、やはり3つ同時に進めていきたいというふうに思います。

事務局のほうに皆さん方の考え方をまとめたものを一旦出していただいて、それを事前に皆さんにお配りして、ここはそれを踏まえた議論の場にしていきたいというふうに思いますので、ある程度それぞれのテーマで意見が出終わった後に次のテーマに移ってやっていくと、3つ同時進行していくというようなイメージで捉えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいんですけども、それでよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい、そのようにさせていただきます。

それからもう一つ、先ほどちょっと議長のほうから出たテーマの中でもお話をさせていただきましたけども、申合せ事項の中に付け加えて規定をしていくというやり方と、それから要綱というものをきちんと設けてやっていくというやり方があると思います。これについてもこのテーマを話し合っていく段階の中で最終的に、これは要綱でまとめましょうとか、あるいは申合せ事項に付け加えましょうとかというような結論まで持っていきたいと思いますが、これのほうもよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、御異議もないようですので、次回以降の協議内容ですけども先ほど提案された会派からの御説明をいただいたので、それを踏まえて再度皆様の御意見をいただいて、次回の委員会で発表していただきたいと思います。

また、3つの案件それぞれについて要綱等できちんと規定していくか、先ほど言ったように申し合わせに追記していくかというようなことも、これもお考えの中に示していただければありがたいと思います。例えば陳情の関係のことだとか、その辺のところは近隣市の取扱いの例だとかそういったもの。これも調べて皆様方にきちんと配付をさせていただきますので御参考にしていただければというふうに思います。

それでは最後になりますけども、次回以降協議を進めていく中で、まだなかなか意見がまとまらないという判断をした場合には、皆さんの御意見を聞いた上で一旦案件から外していくということも選択肢の一つというふうに考えております。要は、マルだバツだという話で意見がまとまらないということに関していつまでも議論してもきりがありませんから、とりあえず案件から外して、きちんと結論まで持っていける案件を優先させていただくというところに繋がっていくと思いますけども、よろしくお願いいたしますと思います。

次回発表していただく意見につきましては、後日事務局から回答様式等を送付いたします。先ほど言ったように近隣市等の情報ですね、そういったものもきちんとお付けをさせていただきますので御参考にしていただいて、御記入の上期日までに事務局へ提出をしていただくということで御理解をお願いいたします。

最後になりますけれども、次回の議会改革特別委員会の日程ですけれども、以前にもお伝えいたしました、8月20日、火曜日の午前10時からですので、御予定のほうをよろしくお願いいたします。

皆さん方に御意見をいただくものは8月の早い時期に回答様式と近隣市の状況、そういったものをお送りさせていただきますので、お盆明けぐらいにはまた返信を事務局のほうに回答を送っていただくというようなざっくりなスケジュールで恐縮ですけど、そのような形で考えておりますのでお願いいたします。何か御意見のある方いらっしゃいますか。

意（3） 私たちにその近隣市の状態を知らせてくれるのはお盆あたりということですか。

委員長 8月の早めの時期ですね。それではよろしいですかね。

近隣市のものは、ある程度調べてはあります。これを皆さん方に見ていただけるようにしますが、多分、それぞれの市には、それぞれの事情があってそういうやり方をやっているというその裏の部分は分かりませんので、そのところは恐縮ですけど、ちょっと資料的には足りない部分になってしまうかもしれませんが、こういうやり方をやってるっていうことは、姿、形としては分かるというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の案件は全て終了とさせていただきます。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 21 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長